

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和 8 月 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日)

はじめに

公益社団法人京都府防犯協会連合会（以下「京防連」という。）は、定款第 2 章第 3 条、第 4 条に規定する目的及び事業を達成するために、犯罪のない街づくりを目指し、京都府内全域にわたって防犯思想の普及・啓発を図り、民警一体の防犯活動を実施して、安全で安心して暮らせる地域社会の実現と善良な風俗環境の保持・浄化並びに少年の健全な育成等を一層高揚させる中核的存在として公益法人の役割を高めて行くものとする。

1 防犯活動及び地域社会の健全な発展を目指すことを目的とする事業

(1) 防犯広報啓発普及事業

ア 地域安全活動の実施

年間を通じて警察、防犯ボランティア団体等と連携して、府内各地で実施される地域安全活動を支援し、防犯思想の普及・啓発と自主的な地域安全活動の高揚を図る。

イ 広報啓発媒体の作成配布

○ 「きょうと地域安全ニュース」の作成配布

防犯ボランティア団体の活動状況、犯罪予防のための注意喚起及び防犯功労者（団体）の表彰状況等を掲載した「きょうと地域安全ニュース」を発行する。

○ ポスター、チラシ等の広報媒体の作成配布

多発傾向にある犯罪や注意喚起による予防が必要な犯罪等については、平素から防犯意識の普及・啓発が必要であり、広報啓発を间断なく行う。

○ 少年を明るく育てる京都大会及び秋の全国地域安全運動や年末年始の地域安全啓発活動等の期間中には、多くの府民に防犯気運を高めるための広報啓発活動を実施する。

○ 風営適正化法に関連する環境浄化、少年の健全な育成を図るため、警察本部及び関係機関等と連携して広報啓発活動を実施する。

ウ タイムリーな犯罪発生防止の広報啓発活動

犯罪の発生情勢を踏まえた地域住民への注意喚起や防犯意識の高揚を図るためタイムリーな広報啓発活動を実施する。

エ 地域安全思想、気運醸成活動

例年10月、警察本部、京都府及び京都市と共催する「安心・安全まちづくり京都大会」を府民や防犯ボランティア団体の参加による地域・家族の絆と連帯意識の再生に重点を置き、幅広く地域安全思想の啓発・普及と防犯意識の気運を高める。

オ 公募ポスター、標語の募集活動

全国地域安全運動における防犯ボランティアの裾野の拡大に資する公募ポスター、青色防犯パト活動写真、暴力追放標語等について幅広い募集活動を実施する。

(2) 防犯功労者（団体）表彰事業

地域安全活動に長年にわたって功労があった個人（団体）に対する警察庁長官、全国防犯協会連合会長、近畿管区警察局長、京都府警察本部長、近畿防犯協会連絡協議会会長、京防連会長等の表彰を行い、防犯功労を讃え感謝の意を表する。

(3) 防犯ボランティア支援事業

警察をはじめ防犯推進委員協議会、平安レディース等の防犯ボランティア団体との緊密な連携による有効な支援助成と地域安全活動の輪を拡大高揚させるとともに、地域安全活動中の負傷等に備えたボランティア傷害保険加入を支援する。

- 青色防犯パト等による地域安全活動の有効、効率的な活動支援
- 各種研修会、講習会、会議の支援
- 自主防犯活動の支援及び広報啓発媒体の提供

(4) 少年の非行防止・健全育成事業

青少年の健全育成に資する広報啓発活動及び関係団体の各種大会等の事業に積極的な参加や支援を行う。

- 京都市少年補導委員会等が主催する「少年を明るく育てる京都大会」等への参加と支援

2 風俗営業の営業所の管理者講習及び調査事業

警察本部、各署の生活安全部門との緊密な連携を図り、委託を受けた事業を適正に実施する。

(1) 風俗営業管理者講習

風俗営業は、娯楽の場である反面、健全な風俗環境を害し犯罪が発生しやすい場となる可能性があり、法律に基づく管理者に対する講習を実施し、遵守精神を醸成し、管理者の意識向上等による善良な風俗環境の保持を図る。

(2) 風俗営業の新規許可、構造設備変更申請等の現場調査

新規許可申請、構造設備変更申請に伴う現場調査を適正に行う。

3 遊技機関連の風俗環境浄化及び古物商許可標識等発行事業

(1) 付加装置登録事業

遊技機の性能及び健全営業に影響を及ぼす虞のある不正な付加装置が設置されるのを防止するための登録業務を実施する。

(2) 古物標識等の発行事務

古物営業法に基づく「古物営業許可標識及び行商従事者証」の発行事務を行う。

4 防犯会館の貸与事業

防犯に資する活動を行っている団体等に対する会館の適正かつ妥当な貸与事業と防犯ボランティア団体の会議、研修会等に会議室を無償提供するなど、防犯活動の発信拠点としての有効活用を図る。